鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第９条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「１箇月」を「１か月」に改める。

附則第２項中「（以下これらを「合併前規則」という。）」を削る。

別記第２号様式中「

手当額の決定

□　条例第14条第２項
　□ 第１号　□ 第２号　□ 第３号
　□規則第９条（再任用短時間勤務職員）
　　（通勤所要回数　　回）

□　規則第７条
　□ 第１号　□ 第２号　□ 第３号

」を「

手当額の決定

□　条例第14条第２項
　□ 第１号　□ 第２号
　□規則第９条（定年

□　規則第７条
　□ 第１号　□ 第２号

□ 第３号
前再任用短時間勤務職員）
（通勤所要回数　　回）

□ 第３号

」に改める。

附　則

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

２　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第９条第２項に規定する暫定再任用職員であって同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則の規定を適用する。